

## 賃 貸 借 契 約 書 (案)

岸和田市（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）及び●●●●（以下「丙」という。）とは、DTPシステム（機器名及び数量は別表記載・以下「機器」という）の賃貸借に関し、次の条項により契約を締結する。

### 契 約 条 項

（総則）

第1条 機器は、甲において借入れするものとする。

2 この契約において、乙及び丙は、甲のシステムに適合する機器を導入するものとする。

3 乙は、丙をして、機器を甲に賃貸させるものとする。

（据付場所）

第2条 機器の据付場所は、岸和田市役所内とする。

（賃貸借料）

第3条 機器の賃貸借料（以下、賃貸借料という）は、次のとおりとする。

契約金額 ●●●●●円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ●●●●●円）

支払方法 月額払いとする。

月額 ●●●●●円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ●●●●●円）

ただし、契約金額に対し、月額払いの端数金額については、初月に払うものとする。

（契約期間）

第4条 この契約期間は、令和8年6月1日から令和13年5月31日までとする。

（契約の解除等）

第5条 甲、乙又は丙が、本契約の全部又は一部を履行しない場合は、甲、乙又は丙は、それぞれに本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 本契約期間のうち、令和8年度から令和13年度までの期間において、それぞれ当該年度にかかる甲の歳出予算の減額又は削除があった場合には、当該契約を変更し、又は解除することができるものとする。

3 甲は、前項の規定によりこの契約を解除するときは、借入金額の未済額の支払等について、受注者と協議して定めるものとする。

4 甲は、暴力団排除条例第8条第1項第6号に基づき、乙又は丙（乙又は丙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合には、この契約を解除する。

5 甲は、暴力団排除条例第8条第1項第7号に基づき、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合には、乙又は丙に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、乙又は丙が当該下請負人等との契約の解除を拒否した場合には、この契約を解除する。

6 前項の規定により乙又は丙が下請負人等との契約の解除を行った場合の一切の責任は乙又は丙が負うものとする。

7 甲は契約の解除によって直接生じた甲の損害の賠償を、乙または丙に求めることができる。

(支払方法)

第6条 甲は、賃貸借料を、賃貸借開始日後、丙の提出する適法な請求書を受領した日から30日以内に、銀行振込にて丙に支払う。

(機器の表示)

第7条 丙は、機器に丙の所有物である旨の表示をすることができる。

(機器の移転)

第8条 甲は、機器を第2条に記載する据付場所から移転する必要があるときは、あらかじめ乙及び丙に通知するものとする。なお、移転に伴う費用は、甲の負担とする。

(善良な管理者としての義務)

第9条 甲は、善良なる管理者の注意をもって、機器を管理するものとする。

2 甲の故意又は過失により、機器及びその機能に損害を与えた場合は、丙は、甲に対してその損害賠償を請求することができる。

3 甲は、機器を第三者の権利の目的物とすることができない。

(保守サービス)

第10条 乙は、この契約期間中、機器が良好な使用状態を維持できるよう保全保守を行うものとする。

2 前項の保守サービスについては、別紙「保守サービス仕様書」のとおりとする。

(保守サービスの再委託の禁止)

第11条 乙は、保守サービスの全部または一部を第三者に委任し、または請負わせてはならない。

ただし、一部の場合において、あらかじめ書面により甲の承認を受けた場合はこの限りではない。

2 乙は、前項ただし書の規定により甲に承認を求める場合は、再委託する業者名、再委託の内容、業務執行の場所を書面に記載して提出するとともに、再委託を受けた者に対しても乙の責任において本契約の契約条項及び「保守サービス仕様書」を遵守させなければならない。

(秘密の保持)

第12条 甲、乙及び丙は、本契約の遂行により知り得た他の当事者の業務上の秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

2 前項に違反して、他の当事者に損害を与えたときは、その通常生ずべき直接損害を賠償しなければならないものとする。

(機器の保険)

第13条 乙又は丙は、機器について、契約期間を保険期間とする動産総合保険契約を付するものとする。なお、事故が発生した場合、甲は速やかに乙及び丙へ通知するものとする。

(契約満了後の取り扱い)

第14条 賃貸借期間の満了後に機器は返却するものとする。

(機器の撤去)

第15条 契約満了時における機器の撤去については、乙又は丙が行うものとする。

2 機器に保存されたデータの削除、機器の廃棄処理については、乙又は丙が適切に行うものとする。

3 前項及び前々項に伴う費用は、乙又は丙の負担とする。

(損害賠償)

第 16 条 甲、乙又は丙のいずれかが、本契約に関して自らの責任に帰すべき事由により、相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償し、賠償内容については甲乙丙誠意を持って協議するものとする。

(第三者損害)

第 17 条 乙は、保守サービスの実施において、第三者に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

(法令の遵守)

第 18 条 乙及び丙は、本契約の履行にあたり、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、岸和田市個人情報保護条例（平成 12 年条例第 10 号）、岸和田市情報セキュリティポリシー、岸和田市電子計算機及び情報システム管理運用規程、労働基準法等関連法令等を遵守するものとする。

(管轄裁判所)

第 19 条 本契約に関する一切の紛争については、甲の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第 20 条 この契約に定めのない事項については、関係法令その他諸習慣に従うほか、疑義が生じたときは、その都度甲、乙及び丙、協議のうえ決定するものとする。

この契約の締結を証するため、この証書 3 通を作成し、甲、乙及び丙記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲) 大阪府岸和田市岸城町 7 番 1 号  
岸和田市  
代表者：岸和田市長

佐野 英利

(総合政策部広報広聴課取扱い)

乙)

丙)

# 保守サービス仕様書

本件にかかる保守内容は、次のとおりとする。

## (1) 保守サービス対象

賃貸借物品一覧表のとおり

## (2) 保守業務内容

①甲から、障害が発生した旨の連絡を受けた後、速やかに現場に訪問し修復作業を行うこと。

②修復作業に伴いハードディスクを交換、またはデータを削除した場合は、以下の作業を実施すること。

ア マスターメディアからのシステム再セットアップを行うこと。

イ コンピュータ名を設定すること。

ウ SIDの変更を行うこと。

③保守にかかる部品代、その他一時費用は一切発生しないものとする。

(ハードディスク、マウス、キーボード、液晶パネル等の消耗部品を含む。)

## (3) サービス時間

ア オペレータ受付時間

月曜日～金曜日 9:00～17:30 (法定休日、年末年始は除く。)

ただし、オペレータ受付時間外であっても、メール・FAX等による障害発生連絡を受け付けること。

イ 修理対応時間

月曜日～金曜日 9:00～17:30 (法定休日、年末年始は除く。)

※法定休日とは「国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)」に定める休日をいい、年末年始とは12月29日、12月30日、12月31日、1月1日、1月2日、1月3日をいう。

## (4) サービスレベル水準

ア 必ずオペレータへ電話が繋がること(許容範囲:電話応答率95%以上)。

イ 適正数の保守員を配備するとともに主要な保守備品を常備し、24時間以内に障害が解決すること(許容範囲:問題解決率90%以上)。

ただし、保守部品の手配に時間が掛かる場合は、48時間以内に障害が解決すること。なお、算定時間は土・日曜日、法定休日、年末年始にかかる時間を除くこととする。

ウ 定期的にサービスレベルの達成状況・効率を測定し、見直しを行なうこと。

## (5) 報告書

保守作業の実施内容を、報告書により甲へ提出すること。

## (6) 保守体制・連絡先

別紙保守体制図のとおり

## 貸借物品一覧表

No.	機器名	商品名	型番	数量
1	デスクトップ型 パソコン			2台
2	デスクトップ型 パソコン			4台
3	液晶 ディスプレイ			6台
4	プリンター 複合機			1台
5	ネットワーク ハードディスク			1台
6	外付け ハードディスク			1台